

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7月31日

香川県公安委員会委員長 伊賀三千廣

香川県公安委員会規則第19号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 積雪し、又は凍結している道路において、自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）を運転するときは、タイヤチェーンを取り付ける等<u>滑り止めの措置</u>を講じること。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(9) 普通自動二輪車（原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（<u>法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。</u>）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。</p> <p>(10) 略</p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第20条 法第71条第6号の規定により車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 積雪し、又は凍結している道路において、自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）を運転するときは、タイヤチェーンを取り付ける等<u>すべり止めの措置</u>を講じること。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(9) 普通自動二輪車（原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。</p> <p>(10) 略</p>
<p>(道路の使用許可)</p> <p>第28条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 道路において、ロボットの移動を伴う実験又は人の移動の用に供する<u>ロボットの実験</u>をすること。</p>	<p>(道路の使用許可)</p> <p>第28条 法第77条第1項第4号の規定により警察署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるもの（公職選挙法の規定により選挙運動又は選挙における政治活動として行われるものを除く。）とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 道路において、ロボットの移動を伴う実験をすること。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。